

事務連絡

令和2年4月7日

(一社) 日本船主協会 ご担当者様

国土交通省港湾局港湾経済課

港運労組からの要望について

去る4月3日に、港湾労働者の労働組合の全国組織である全国港湾及び港運同盟から国土交通省港湾局に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関して、別紙のとおり緊急申入れがあったところ、別紙の記1.(3)において「港湾労働者が触れる本船設備の消毒、積み荷の事前チェックなど、荷役作業での感染防止の措置をとるよう、船社など関係者に要請すること」についてご要望を頂いたことから、お知らせさせていただきます。

なお、この「本船設備」とは、具体的にはタラップ、トイレ、荷役機械、船内荷役の際の休憩や食事を使用する部屋などを想定しているとのことであり、「積み荷の事前チェック」とは、新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている地域からの貨物などに問題がないかの確認などを想定しているとのことでした。

貴協会の会員事業者において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を検討される際の参考として頂ければ幸いです。

ご不明の点などございましたら、下記担当までご連絡下さい。

(本件担当)

国土交通省港湾局港湾経済課

牧田課長補佐、坂本対策官

直通：03-5253-8629

makita-s2jc@mlit.go.jp

sakamoto-h2dq@mlit.go.jp

事務連絡
令和2年4月7日

(一社) 外国船舶協会 ご担当者様

国土交通省港湾局港湾経済課

港運労組からの要望について

去る4月3日に、港湾労働者の労働組合の全国組織である全国港湾及び港運同盟から国土交通省港湾局に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関して、別紙のとおり緊急申入れがあったところ、別紙の記1.(3)において「港湾労働者が触れる本船設備の消毒、積み荷の事前チェックなど、荷役作業での感染防止の措置をとるよう、船社など関係者に要請すること」についてご要望を頂いたことから、お知らせさせていただきます。

なお、この「本船設備」とは、具体的にはタラップ、トイレ、荷役機械、船内荷役の際の休憩や食事を使用する部屋などを想定しているとのことであり、「積み荷の事前チェック」とは、新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている地域からの貨物などに問題がないかの確認などを想定しているとのことでした。

貴協会の会員事業者において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を検討される際の参考として頂ければ幸いです。

ご不明の点などございましたら、下記担当までご連絡下さい。

(本件担当)

国土交通省港湾局港湾経済課

牧田課長補佐、坂本対策官

直通：03-5253-8629

makita-s2jc@mlit.go.jp

sakamoto-h2dq@mlit.go.jp